

## 阿賀野市条例第2号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年阿賀野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「まで、第8条」を「まで並びに第8条」に改め、「から第9条の4まで並びに第10条の2」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。